

1 在宅チーム医療を担う人材の育成

- 在宅チーム医療の推進のための研修(在宅医療を担う職能別の研修)
- 多職種協働による在宅医療を担う人材育成(多職種協働によるサービス調整等の研修)

2 実施拠点となる基盤の整備

今後、医療計画に盛り込むことを検討している「在宅医療体制構築に関する指針(案)」に沿って、各地域で在宅医療(薬局も含む)、栄養ケア、介護の連携を図り、在宅医療・介護を推進。

- 在宅医療連携拠点事業(多職種協働による在宅医療連携体制の推進)
- 在宅医療提供拠点薬局整備事業(地域の在宅医療を提供する拠点薬局の整備)
- 栄養ケア活動支援整備事業(関係機関と連携した栄養ケア活動を行う取組の促進)
- 在宅サービス拠点の充実(複合型サービス事業所、定期巡回・随時対応サービス及び訪問看護ステーションの普及)
- 低所得高齢者の住まい対策

3 個別の疾患等に対応したサービスの充実・支援

(1) サービスの充実・支援に向けた取組

- 国立高度専門医療研究センターを中心とした在宅医療推進のための研究事業
(疾患の特性に応じた在宅医療の提供体制のあり方を含めた研究推進)
- 在宅医療推進のための医療機器承認促進事業(未承認医療機器に関するニーズ調査等)
- 在宅医療推進のための看護業務の安全性等検証事業(在宅医療分野における看護業務の安全性を検証)

(2) 個別の疾患等に対応した取組

- 在宅介護者への歯科口腔保健推進事業(歯科口腔保健の普及啓発のための口腔保健支援センター整備)
- 在宅緩和ケア地域連携事業(がん患者に対する地域連携における在宅緩和ケアの推進)
- 難病患者の在宅医療・在宅介護の充実・強化事業(ALS等の難病患者への包括的支援体制)
- HIV感染症・エイズ患者の在宅医療・介護の環境整備事業(エイズ患者等の在宅療養環境整備)
- 在宅での医療用麻薬使用推進モデル事業(地域単位での麻薬在庫管理システム等の開発)
- 薬物依存者の治療と社会復帰のための支援事業(依存者・家族への薬物乱用離脱支援)

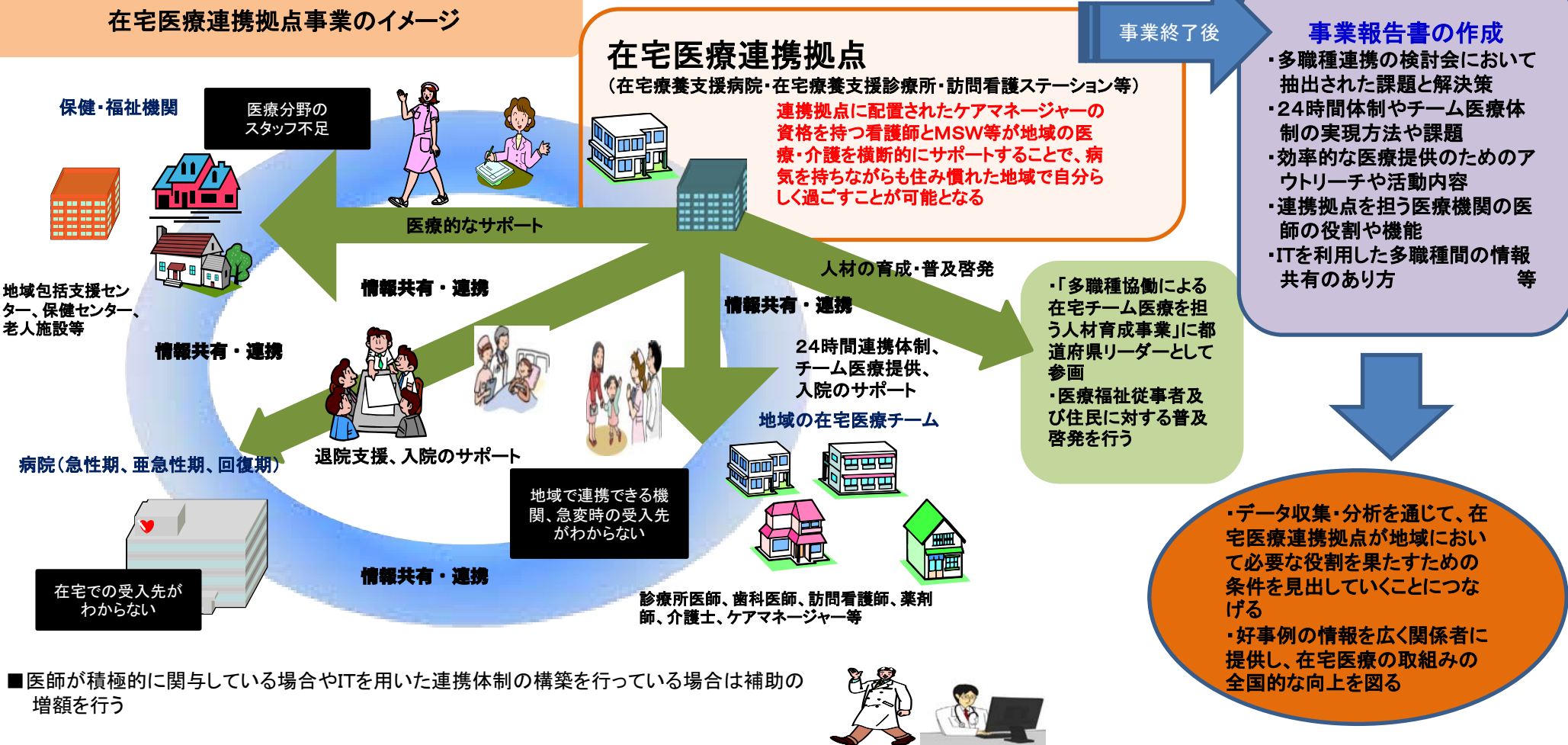
在宅医療連携拠点事業

要望額 31億円

■本事業の目的

- 高齢者の増加、価値観の多様化に伴い、病気をもちつつも可能な限り住み慣れた場所で自分らしく過ごす「生活の質」を重視する医療が求められている。
- このため、在宅医療を提供する機関等を連携拠点として、多職種協働による在宅医療の支援体制を構築し、医療と介護が連携した地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供を目指す。

在宅医療連携拠点事業のイメージ



□ 在宅医療連携拠点事業の展開

■ 事業の実施地域 47都道府県 × 2か所 = 94か所

- データ収集・分析を通じて、在宅医療連携拠点が地域において必要な役割を果たすための条件を見出していくことにつなげる。
- 好事例の情報を広く関係者に提供し、在宅医療の取組みの全国的な向上を図る。
- この事業から得られた各種データや好事例の情報については、下記のような地域特性、連携拠点となる主体、対象疾患等による各種モデルごとに整理・分析を行い活用する。

■ 地域特性による実施例

【都市型モデル】

都市部での医療と介護の連携のあり方についての対応策を検討する

【過疎地域モデル】

山間地域等での医療と介護の連携のあり方についての対応策を検討する

■ 連携拠点となる主体による実施例

【在宅療養支援病院モデル】

診療所と同様に在宅医療の担い手となっている在宅療養支援病院が連携拠点となる(在宅療養支援のための病床運営のあり方を含め検討)

【在宅療養支援診療所モデル】

訪問診療を行い、自宅での療養をサポートする在宅療養支援診療所が連携拠点となる(有床診療においては、在宅療養支援のための病床運営のあり方を含め検討)

【訪問看護ステーションモデル】

医療と介護の要として機能している訪問看護ステーションが連携拠点となる

【市町村主導モデル】

患者の日常圏域における行政をつかさどる市町村が地域の医療福祉従事者を結びつける役割を担う

【医師会主導モデル】

地域において医療機関等を束ねる医師会が主体となって、地域の医療福祉従事者を結びつける役割を担う

【保健所主導モデル】

保健所が行政と地域の医療福祉従事者を結びつける役割を担いながら、在宅医療連携拠点となる

■ 対象疾患等による実施例

【がん患者モデル】

痛みや苦痛症状を緩和しながら自分らしい生活を送ることができるよう必要なサポート体制についての検討を行う

【小児患者モデル】

NICU退院者等のサポート体制など、子どもが在宅で生活する上での必要な対応策を検討する

【精神疾患モデル】

統合失調症患者やうつ病患者も医療的・福祉的支援を受けながら地域で療養できる体制についての検討を行う

【難病・疾病患者モデル】

難病患者が可能な限り住み慣れた場所で生活できるよう必要なサポート体制についての検討を行う

【障害患者モデル】

障害者が可能な限り住み慣れた場所で生活できるよう必要なサポート体制についての検討を行う

【認知症患者モデル】

認知症患者が可能な限り住み慣れた場所で生活できるよう必要なサポート体制についての検討を行う

○医師が積極的に関与している場合やITを用いた連携体制の構築を行っている場合は、補助の増額を行う。(下記は、増額を行う場合の要件の例)

- 多職種カンファレンスをはじめとする事業の運営全般に医師が参加する。
- 医師の退院カンファレンス参加回数2回以上/月である。
- 訪問診療数150名/年、年間看取り数30名/年である。
- ITなどツールを用いた情報共有システムを活用し、効率的な多職種の情報共有を行っている。

【事業概要】

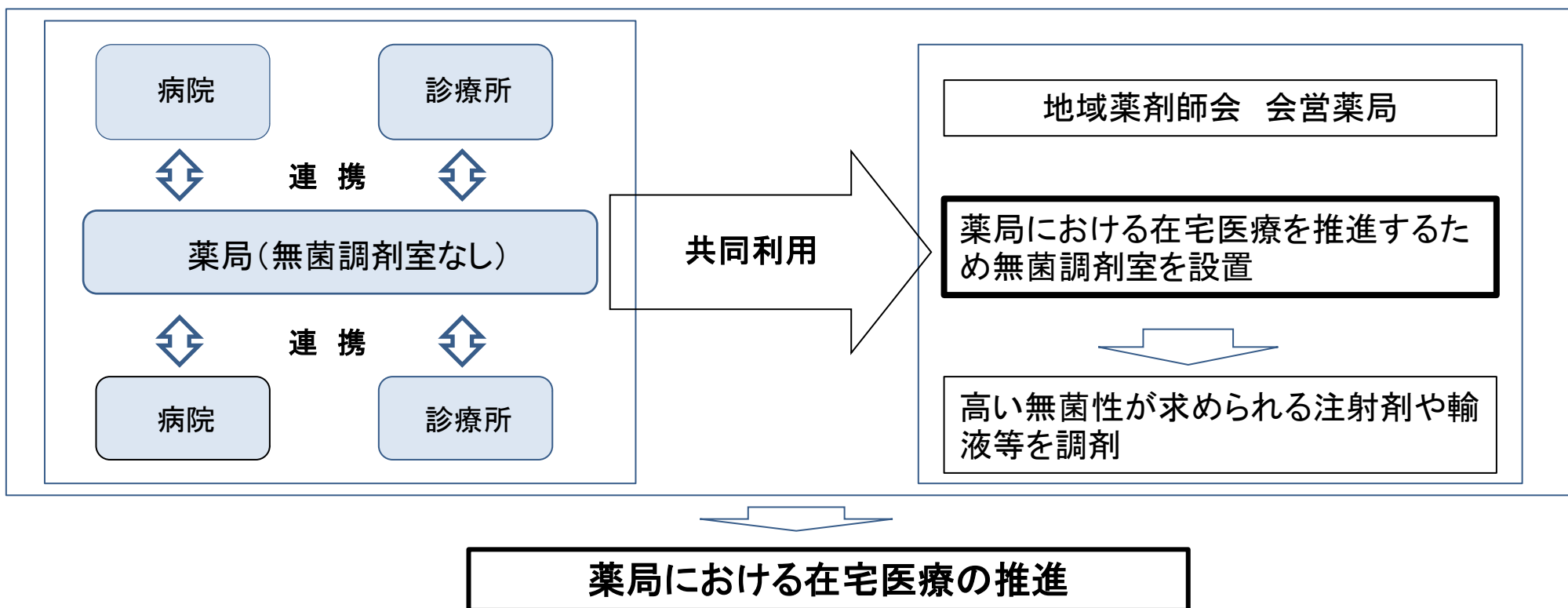
がん患者等の在宅医療を推進するため、高い無菌性が求められる注射薬や輸液などを身近な薬局で調剤できるよう、地域拠点薬局の無菌調剤室の共同利用体制を構築し、在宅医療を推進する。

【背景】

薬局における在宅医療が進まない原因の一つとして、在宅のがん患者等に必要な無菌性が高い注射剤や輸液などを調剤できる設備を整えた薬局が少ないことがあげられる。

（高い無菌性が求められる製剤の例）

- ・疼痛緩和のための持続点滴による麻薬等の注射剤
- ・口から栄養を取ることが困難な高齢者及び小児を対象とした高カロリー輸液 等



■ 栄養ケア活動支援整備事業

要望額 2.7億円

事業目的

増大する在宅療養者に対する食事・栄養支援を行う人材が圧倒的に不足していることから、潜在管理栄養士・栄養士の人材確保、関係機関・関係職種と連携した栄養ケアの先駆的活動を行うNPO等の民間の取組の促進・整備を行う。

要望枠として要求する理由

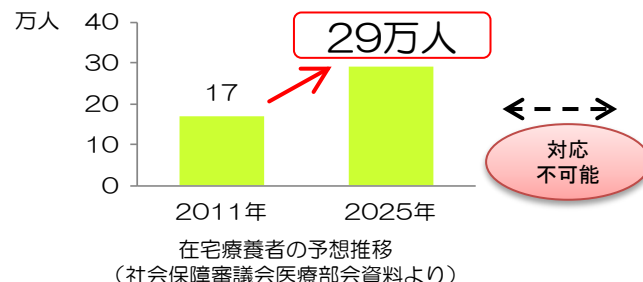
社会保障・税一体改革成案に在宅医療の充実、医療と介護の連携強化について方向性が示されている。

○在宅療養者・居宅介護者が増加し、これらの者に対する栄養ケアサービスの需要も増大。

○現行、栄養ケアの担い手である医療機関、介護保険施設等の管理栄養士・栄養士の数は、約3万6千名であり、現状のままで栄養ケアの需要増大に対応不可能。

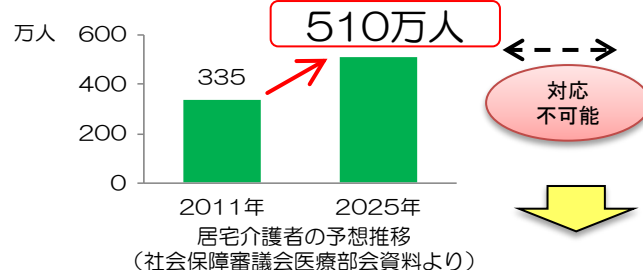
○この大規模需要に対応するには、潜在管理栄養士・栄養士の活用が不可欠。大規模需要に向けた新たな仕組みづくりを国が積極支援していく必要がある。

在宅療養者・居宅介護者の増加



栄養ケアサービスの担い手数の限界（管理栄養士・栄養士数）

医療施設
約2万3千名
(医療施設調査・病院報告、より)



介護保険施設等
約1万3千名
(介護サービス施設・事業所調査結果より)

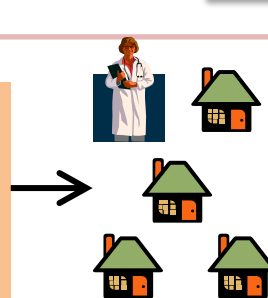
潜在管理栄養士・栄養士の発掘、活用

事業内容

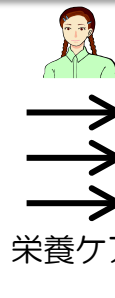
潜在
管理栄養士
栄養士
(推計80万人)

国の支援

都道府県栄養士会
栄養ケア・ステーション
NPO法人など
【補助内容】
(人材登録、紹介、活動評価等
の事業への支援)



診療所等



栄養ケア



在宅療養者 29万人
居宅介護者 510万人 (2025年)

■ 在宅サービス拠点の充実

要望額 34.5億円の内数

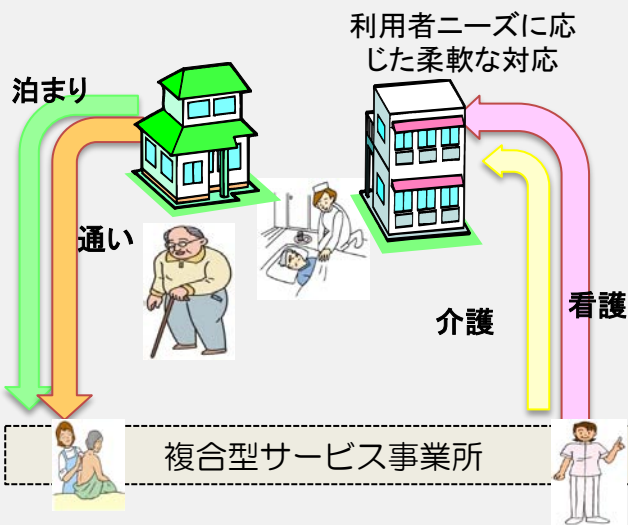
(複合型サービス事業所、定期巡回・随時対応サービス及び訪問看護ステーションの普及)

(看護と介護サービスの一体的な提供)

改正介護保険法における新たなサービスの普及

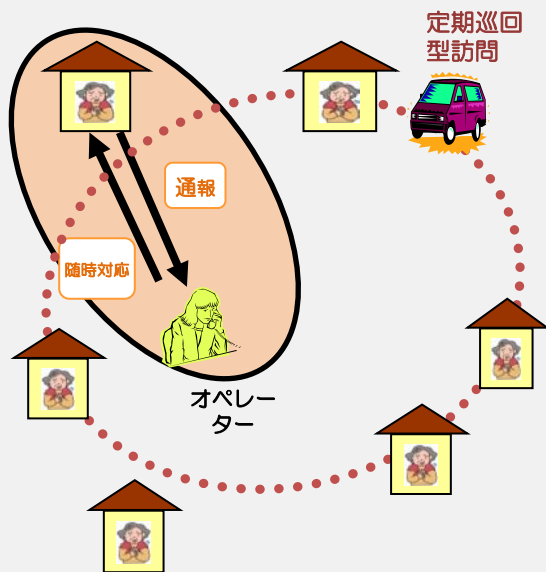
複合型サービス事業所

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせた「複合型サービス事業所」を整備し、看護と介護サービスの一体的な提供により、医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図る。



定期巡回・随時対応サービス

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行う。



訪問看護ステーションの普及

(現状)

訪問看護ステーションは、比較的小規模な事業所が多く、効率的なサービスが提供されていない。

- ・訪問看護(予防含む)の利用者数: 約27.3万人
- ・訪問看護事業所数: 約5,600カ所 (H22.4)

(事業内容)

○大規模化

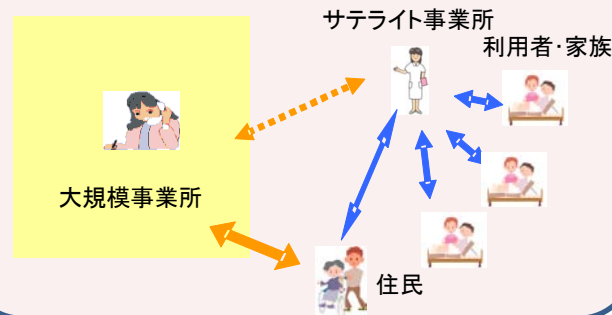
事業所の統合による大規模化を推進することにより、従来負担となっていたサービス提供の向上が見込まれる。

- ・看護師1人当たりの訪問件数の増加
- ・夜間・深夜・早期訪問件数の増加 等

○サテライト事業所の設置

また、大規模化を推進するにあたり、指定訪問看護事業所において支所的な機能を持つサテライト型事業所を設置することにより、地域内の訪問看護ステーションの連携が促進される。

- ・請求事務の省力化
- ・地域住民への効率的な相談対応 等



■ 低所得高齢者の住まい対策

要望額 34.5億円の内数

今後、高齢者が増加する中、要介護度は低いものの、低所得であり、また、身体上の理由から居宅での生活が困難な高齢者が増加していくことが予測されることから、これらの高齢者も将来にわたり住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、必要な整備を図る。

サービス付き高齢者向け住宅への入居が困難な低所得の高齢者も、食事の提供や清掃・洗濯等の家事援助、安否確認、生活相談等を受けられ、安心して生活を送れるよう、養護老人ホームや軽費老人ホームの整備を図る。

サービス付き高齢者向け住宅
(国土交通省・厚生労働省共管)
→高齢者住まい法改正により創設

住み慣れた環境で必要なサービスを受けながら暮らし続ける

小規模な養護老人ホーム(定員29人以下)

- ・ 比較的設置が容易な「小規模な養護老人ホーム」の整備促進
- ・ 近い将来、介護が必要な状態になっても、引き続き居住できるよう、個室化や介護に適した浴室等の整備を図る。
- ・ 新たに小規模な養護老人ホームを整備するために必要な開設準備経費を支援(説明会経費、職員訓練期間中の雇上費等)

都市型軽費老人ホーム

- ・ 新たに都市型軽費老人ホームを整備するために必要な開設準備経費を支援(説明会経費、職員訓練期間中の雇上費等)
- ※整備費については、既存予算で対応中

居宅での生活が困難になった低所得高齢者も、必要なサービスを受けながら暮らし続ける

